

○大府市成年後見制度利用促進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいにより判断能力が十分でない人（以下「要支援者」という。）の成年後見制度の利用を支援することにより、要支援者がその有する能力を活用し、自らが希望する自立した日常生活を営むことができる環境の整備を図ることを目的として実施する大府市成年後見制度利用促進事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援の種類)

第2条 この要綱の規定による支援の種類は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる審判の請求

ア 民法（明治29年法律第89号）第7条に規定する後見開始の審判

イ 民法第11条に規定する保佐開始の審判

ウ 民法第13条第2項に規定する保佐人が同項各号に掲げる行為以外の行為をする場合であってもその保佐人の同意を得なければならない旨の審判

エ 民法第15条第1項に規定する補助開始の審判

オ 民法第17条第1項に規定する被補助人が特定の法律行為をするにはその補助人の同意を得なければならない旨の審判

カ 民法第876条の4第1項に規定する保佐人に代理権を付与する旨の審判

キ 民法第876条の9第1項に規定する補助人に代理権を付与する旨の審判

(2) 前号に掲げる審判の請求（以下「審判の請求」という。）に係る申立手数料、登記手数料、郵便切手代、鑑定料、戸籍謄本等の取得費用等（以下「審判の請求に要する費用」という。）の助成

(3) 成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）の業務に対する報酬の助成

(4) 成年後見監督人、保佐監督人又は補助監督人（以下「監督人等」という。）の業務に対する報酬の助成

(審判の請求)

第3条 審判の請求は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の3の規定により、市内に居住し、又は介護保険法（平成9年法律第123号）その他の法令により市が援護を行っている者のうち、次の各号のいずれかに該当する要支援者について行うものとする。

(1) 配偶者及び四親等内の親族がない者

(2) 配偶者又は四親等内の親族がある者のうち、その全ての者が所在不明であるもの又は本人若しくは配偶者若しくは四親等内の親族が自ら審判の請求を行う意思のないもの

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(審判の請求に要する費用の対象)

第4条 前条の規定により審判の請求をされる者が、次の各号のいずれかに該当するときは、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条の規定により、審判の請求に要する費用を市が負担する。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に規定する支援給付を受けている者（以下「被保護者等」という。）であるとき。
- (2) 次のいずれにも該当する者（前号に該当する者を除く。）
 - ア 市民税非課税世帯
 - イ 前年の本人収入が150万円（世帯員が一人増えるごとに50万円を加算した額）以下であること
 - ウ 本人の預貯金合計が350万円（世帯員が一人増えるごとに100万円を加算した額）以下であること
 - エ 居住用家屋又は日常生活に必要な資産以外を所有していないこと
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、市長があらかじめ審判の請求に要する費用を支出し、当該審判により選任された成年後見人等に対し、当該費用を請求することができる。

（審判の請求に要する費用の申請）

第5条 審判の請求に要する費用の助成（以下「審判費用助成金」という。）の交付の対象となる者は、市内に居住し、又は介護保険法その他の法令により市が援護を行っている成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下「成年被後見人等」という。）であって、前条第1項各号に掲げる要件に該当する者とする。

2 審判費用助成金の交付を受けようとする審判の請求の申立をした者は、大府市成年後見制度利用促進事業（審判申立費用助成）交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 家庭裁判所が発行する審判書謄本の写し
- (2) 審判確定がわかる書類（登記事項証明書、家庭裁判所が発行する審判確定証明書等）
- (3) 審判確定後、家庭裁判所に提出した財産目録等の写し（家庭裁判所が提出不要と判断した場合を除く。）
- (4) 支出証拠書類（領収書、切手返還書、精神鑑定費用保管金受領書等）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（審判費用助成金の決定）

第6条 市長は、前条第2項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、助成の可否を大府市成年後見制度利用促進事業（審判申立費用助成）（交付決定・却下）通知書（第2号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（審判費用助成金の交付）

第7条 市長は、前条の規定による決定の通知を受けた者からの請求に基づき、速やかに審判費用助成金を交付するものとする。

（成年後見人等及び監督人等の報酬助成の対象）

第8条 成年後見人等及び監督人等の業務に対する報酬の助成（以下「報酬助成金」という。）の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、成年被後見人等であって市内に居住し、又は介護保険法その他の法令により市が援護を行っているものとする。

2 市長は、対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、後見、保佐又は補助（以下「後見等」という。）の開始後に必要な成年後見人等及び監督人等に対する報酬に対し、報酬助成金を交付する。ただし、成年後見人等が四親等内の親族である場合を除く。

(1) 被保護者等であるとき。

(2) 次のいずれにも該当する者（前号に該当する者を除く。）

ア 市民税非課税世帯

イ 前年の本人収入が150万円（世帯員が一人増えるごとに50万円を加算した額）以下であること

ウ 本人の預貯金合計が350万円（世帯員が一人増えるごとに100万円を加算した額）以下であること

エ 居住用家屋又は日常生活に必要な資産以外を所有していないこと

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

第9条 報酬助成金の額は、次の各号に掲げる額のいずれか低い額から、成年後見人等又は監督人等が成年被後見人等の資産から受け取った報酬の額を減じて得た額とする。

(1) 家庭裁判所が審判した成年後見人等又は監督人等に対する報酬付与決定額

(2) 28,000円（成年被後見人等が施設入所者（特別養護老人ホーム等の施設に入所している者をいう。以下同じ。）の場合は、18,000円）に、家庭裁判所が審判した報酬付与の対象期間の月数を乗じて得た額

2 前項第2号の対象期間の月数の算定に当たっては、当該期間の始期又は終期の属する月については、当該月の日数の半数を超えて事務を行った場合に限り1月とみなす。ただし、始期が申立て就職時に係る場合又は終期が事務終了時に係る場合は、当該始期又は終期の属する月の事務を行った日数にかかわらず、当該月を1月とみなす。

3 施設入所者であるかの判断は、毎月の初日を迎えた状態において決定する。

4 医療法（昭和23年法律第205号）にいう医療提供施設（介護保険給付の対象となる施設を除く。）に入院した場合は、入院の日から3月を経過した次の月から、施設入所者として報酬助成金を試算する。

（報酬助成金の申請）

第10条 報酬助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大府市成年後見制度利用促進事業（成年後見人等報酬助成）交付申請書（第3号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 家庭裁判所が発行する後見等報酬付与の審判書謄本の写し

(2) 家庭裁判所に提出した財産目録の写し

(3) 家庭裁判所に提出した収支報告書の写し

(4) 成年被後見人等が日常生活のために必要な資産以外の資産を所有していないことが分かる書類（特に書類がない場合は、資産状況等報告書（第4号様式））

(5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、助成の可

否を大府市成年後見制度利用促進事業（成年後見人等報酬助成）（交付決定・却下）通知書（第5号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（報酬助成金の交付）

第11条 市長は、前条第2項の規定による決定の通知を受けた者からの請求に基づき、速やかに報酬助成金を交付するものとする。

（報告）

第12条 報酬助成金の交付を受けた者は、毎年度市長が定める期日までに、市長に対して後見等報酬付与の審判書謄本の写し及び当該報酬を交付された年度内に受け取った後見等報酬の金額のわかる必要書類（第6号様式）を提出することとする。

2 報酬助成金の交付を受けている者は、当該助成金を交付された年度内に成年被後見人等から受け取った又は受け取る予定の後見報酬額に変動が生じた場合には、直ちに市長へ報告するものとする。

（報酬助成金の決定の取消し）

第13条 市長は、報酬助成金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該決定を取り消すものとする。

(1) 第8条第2項に規定する要件を満たさなくなったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により報酬助成金の交付を受けたと認めるとき。

（報酬助成金の返還）

第14条 市長は、報酬助成金の交付を受けた者が前条各号に規定する要件に該当するときは、交付した報酬助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（対象者の特例）

2 令和3年7月1日時点において知多地域成年後見センターの成年被後見人等となっていた者は、第8条の規定にかかわらず、報酬助成の対象とする。この場合における報酬助成金の額は、第9条第1項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる額から、成年後見人等又は監督人等が成年被後見人等の資産から受け取った報酬の額を減じて得た額とする。

附 則

この要綱は、令和5年1月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。